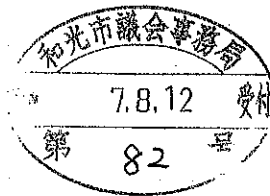


陳情第2号



【件名】 介護保険行政に対して特別監査請求の議決に関する陳情

【要旨】 介護保険行政に対して地方自治法第98条第2項に基づく特別監査請求の議決をすることを陳情します。

【理由】 令和3年3月議会で提起された「期ずれ」問題は、多くの和光市民に衝撃を与えました。

『和光市は、介護保険行政で20年にわたり不正を行い、3億円の赤字が生じ、その赤字を補填するため、介護保険料の上乗せを行うことになる』

このような新聞報道等に多くの市民は、驚き、怒り、市の介護保険行政に対する不信感が募りました。去る5月8日と9日の市民説明会では、質問や抗議が続ぎ、紛糾し、まったく収拾がつかなかったことは、記憶に新しいものがあります。

市はこの事態にどのように対処するつもりでしょうか。

「期ずれ」に関する市の説明については、以下のとおり多くの疑問があります。

- (1) 予算の不正流用は、本当にあったのか。
- (2) 決算書抄本の改ざんは、本当にあったのか。もしくは改ざんと言えるのか。
- (3) 「国の介護給付費負担金の対象月」と「市の歳出年度の保険給付費の支払月」は、同じでなければならないのか。
- (4) 令和7年3月議会の補正予算提出の市の説明は、正しかったのか。
- (5) 平成16年度の予算計上のやり方の変更には、理由があったのではないか。
- (6) 赤字は、本当にあったのか。もしくは赤字と言えるのかどうか。
- (7) 介護保険料の上乗せは、試算まで示されており、本当に行うことになるのか。

これらの疑問に対して的確に答え、市民の不信感を払拭するには、過去20年にわたる介護保険行政について、特別監査を実施することが不可欠であると考えます。

議会においては、地方自治法第98条第2項に基づき、監査委員に対し介護保険行政に関する特別監査請求の議決を行うことを陳情します。

令和7年8月12日

和光市議会議員 小嶋 智子 様

陳情代表者 和光市

和光市

和光市

和光市